

令和5年度 奨学金制度等の 説明会

大阪府育英会における 奨学金貸付事業について

枚方市教育委員会 学校教育部
教育支援室 児童生徒支援課

はじめに

- ・令和6年度、高等学校等に入学する生徒に対しての詳細は現在(令和5年5月31日)発表されていませんので、令和5年度における本事業の説明になります。
- ・詳細等については以下を参考にしてください。

HP	URL
公益財団法人 大阪府育英会	https://www.fu-ikuei.or.jp

お問い合わせ先	電話	FAX
採用貸付課(貸付について)	06-6357-6272	06-6358-3053
返還収納課(返還について)	06-6357-6273	06-6357-6201

説明の流れ

1. 本事業の概要について
2. 入学時増額奨学資金について
3. 奨学資金について
4. 年収について
5. 個別の相談について

進路選択支援相談窓口の紹介(枚方市)

1. 本事業の概要について

- ・無利子
- ・返還義務あり
- ・**年収と進学する高等学校等が国公立か私立により、貸付限度額や本事業を受けられるかが決まります。**

①入学時増額奨学資金

②奨学資金 **の2種類**があります。

※ **年収はめやすです**。(父母どちらかが働く4人世帯を想定)
計算方法の詳細については、後ほど説明します。

1. 本事業の概要について

- ・ 予約募集と在学募集があり、**入学時増額奨学資金は予約募集時のみ申し込み可能。**
- ・ 申し込み後、辞退することも可能。
- ・ **予約募集**は中学3年生の9月頃、中学校から各家庭へ案内。
- ・ **在学募集**は高等学校等へ進学後、高等学校等から各家庭へ案内。

1. 本事業の概要

- ・貸付金は定められた金額内の希望額。
- ・本事業と私立高等学校授業料無償化制度、**両方へ申し込み可能。**
- ・対象校は高等学校、高等専門学校、専修学校等になります。
- ・保護者が大阪府内に住所を有すること。
※ 単身赴任など例外あり。

2. 入学時増額奨学資金について

- ・ 進学先高等学校等が国公立・私立どちらであっても**年収が590万円未満がめやす**です。

区分	貸付限度額
国公立学校に進学する場合	5万円の範囲内で希望する額
私立学校に進学する場合	25万円の範囲内で希望する額 (通信制課程は15万円以内)

予約募集時のみ、申込可能です。

2. 入学時増額奨学資金について

- ・ 申し込み及び口座振り込みまで

時期(中学校在籍時)	内容
9月頃	中学校より申込書の案内
9月～10月頃	中学校へ申込書を提出
12月頃	中学校より決定通知の交付
1月下旬～2月上旬	中学校より貸付手続き書類の交付
2月～3月 (専願・併願により違います。)	大阪府育英会へ貸付手続き書類を提出 ※提出がない場合は辞退とみなされます。
上記受付後、約10日以内	生徒本人の口座へ振り込み

3. 奨学資金について

奨学資金を受けられるかどうか	年収のめやす
国公立学校に進学する場合	800万円未満
私立学校に進学する場合	1,000万円未満

※ 年収800万円以上910万円未満の世帯は対象外の場合があります。

募集の種類	貸付時期
予約募集	入学後の5月末、10月、1月
在学募集	入学後の7月、10月、1月 (2年目以降は5月末)

3. 奨学資金について

年収のめやす	貸付限度額（年額）
【国公立・私立とも】 800万円未満	授業料実質負担額（※）＋その他 教育費10万円で希望する額
【私立のみ】 800万円以上1,000万円未満	授業料実質負担額の範囲内で 希望する額（上限は24万円）

※ 大阪府 私立高等学校授業料無償化制度等における
免除額等を**差し引いた実質的な授業料負担額**

※ 年収800万円以上910万円未満の世帯は
貸付限度額が異なる場合があります。

4. 年収について

- ・ これまでの説明で年収によって、奨学資金が変わると説明しましたが、年収はめやすです。
- ・ 「課税標準額 × 6% - 市町村民税の調整控除の額」により奨学資金は変わります。（保護者全員の合計）
- ・ マイナンバーカードを発行している場合は「マイナポータル」から確認できます。
- ・ 「マイナポータル」で確認できない場合は、次の2枚のスライドのどちらかで確認をしてください。

給与所得等に係る市民税・府民税 特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）

令和2年度 給与所得等に係る市民税・府民税 特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)

給与収入		主たる給与以外 の合算所得区分	総所得③	山林所得		市民税	税額控除前所得割額④		6月分	
給与所得			分離短期譲渡			府民税	税額控除額⑤		7月分	
その他の所得計	*****		分離長期譲渡				所得割額⑥		8月分	
			株式等の譲渡				均等割額⑦		9月分	
			上場株式等の配当等				税額控除前所得割額④		10月分	
			先物取引				税額控除額⑤		11月分	
							所得割額⑥		12月分	
							均等割額⑦		1月分	
							特別徴収税額⑧		2月分	
							控除不足額⑨		3月分	
							既充当額⑩		4月分	
							既納付額⑪		5月分	
							差引納付額(⑧-⑩-⑪)			
							変更前税額⑫			
							増減額(⑧-⑫)	*****		
							変更月			

令和2年度 給与所得等に係る市民税・府民税 特別徴収税額決定・変更通知書(納税義務者用)

受給者番号 ***** 氏名 ***** 指定番号 *****
***** 様
住所 ***** 宛名番号 *****

あなたの特別徴収税額を左記のとおり決定(変更)したので、地方税法第41条及び第321条の4(第321条の6)の規定によって通知します。また、この通知書の記載事項に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に市長に対して審査請求をすることができます。この特別徴収税額の決定の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に市を被告として(市長が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

問合せ先 枚方市役所 市民生活部 税務室 市民税課 電話(072)841-1221(代表) FAX(072)841-3039
◆(東面) 矢印の方向にゆっくりと回って開いてご覧ください

課税標準額

調整控除の額は市民税課(072-841-1353)にお問い合せください。

4. 年収について

年収と課税標準額等との比較

年収のめやす	課税標準額×6%—市町 村民税の調整控除の額
590万円未満	154,500円未満
800万円未満	251,100円未満
910万円未満	304,200円未満
1,000万円未満	347,100円未満

こちらで貸付限度額が決まります。

5. 個別の相談について

進路選択支援相談窓口の紹介(枚方市)

1. 相談窓口

枚方人権まちづくり協会 毎週 火曜日（祝日を除く）

午後1時～午後5時 及び 午後6時～午後8時

TEL 072-844-8788 FAX 072-844-8799

2. 場所

サンプラザ1号館 5階

（京阪電車 枚方市駅下車 約60m）

3. 相談方法

面談または電話による相談（要予約）